

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	253 外国人高齢者福祉給付金支給事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本 施策	07 老後の生活や低所得者の自立を支える	目	01	社会福祉総務費
		細目	188	手当支給経費
行革大綱の重点事項番号		細々目	53	外国人高齢者福祉給付費
担当部課	コード	130500		担当者 氏名
	名称	健康福祉部介護高齢福祉課		
		連絡先	22 - 9634 (内線) 2673	

### 事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	次の条件を全て満たす高齢者 (1)大正15年4月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日以前から引き続き外国人登録を行っている方 (2)伊賀市に引き続き1年以上居住している方 (3)厚生年金その他の公的年金を受給していない方 (4)所得が一定以下の方	※対象件数	8人
成果(どうする)	年金を受給していない外国人高齢者の経済的な負担が減少する。		
根拠法令・要綱等	伊賀市外国人高齢者福祉給付金支給条例、規則		
開始年度	平成 16 年度	関連事業	
終了年度	平成 年度		
H23 事業 内容	外国人高齢者福祉給付金の支給 支給額は月額10,000円		
社会情勢の 変化等	今後、対象者は減少していくと思われる。		

#### 整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

#### 運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

運営主体	
1 (委託先)	[ ]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

### 事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
支給者数	人	目標	9	8	8	8
		実績	9	8		
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
支給率	支給者/対象者	%	目標	100.0	100.0	100.0	100.0
			実績	100.0	100.0		
			目標				
			実績				

投入コスト	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
直接事業費計(A)	1,080	970	960	960
Aの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	0	0	0	0
一般財源	1,080	970	960	960
事業投入人件費(B)	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720
フルコスト(A)+(B)	1,800	1,690	1,680	1,680

### 事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		
【必2】個人のみだけでは対応し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業		
【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】 対象者の経済的負担の増加につながる	○	
【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。		
【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○	
【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。		
【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】		
【達2】予算の繰越の有無 無		
【達3】【予算の繰越がある場合、繰越の種別】		
【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
【効3】受益者負担を求めることができる事業である。		
【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。		
【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

#### 昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	
昨年度の 取組状況	【状況】 【詳細】

### 今後の方向性(Action)

担当課長氏名	清水 健司
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 対象者は今後減少していく見込みであるが、事業を継続して受給者への経済的な支援を行うことで、福祉の増進を図っていく。
現時点における 課題、その他	特になし
課題、その他に 対する改善策 (いつまでに、 何を、どうする)	特になし

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	254 寝たきり高齢者等福祉手当支給事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本 施策	07 老後の生活や低所得者の自立を支える	目	01	社会福祉総務費
		細目	188	手当支給経費
行革大綱の重点事項番号		細々目	54	寝たきり高齢者等福祉手当支給経費
担当部課	コード	130500		担当者 氏名
	名称	健康福祉部介護高齢福祉課		
		連絡先	22 - 9634 (内線) 2673	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	本市に住所を有し、居宅において次のいずれかの状態が6か月以上継続している65歳以上の在宅者 (1)介護保険法の要介護4、5 (2)知的機能の低下により、周囲の状況把握等の判断が不正確で適切な対応が取れない等自立した生活が困難な重度の認知症の状態	※対象件数
成果(どうする)	寝たきり高齢者等の介護経費等の経済的負担を軽減する。	
根拠法令・要綱等	伊賀市寝たきり高齢者等福祉手当支給条例、施行規則	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	手当の額:年額36,000円(1ヶ月あたり3,000円) 平成21年度から、重度障がい者及び重度障がい児の手当は障がい福祉課で担当している。	
社会情勢の 変化等	高齢者の増加にともなって、対象者数は増加傾向にある。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体 (委託先)	[ ]
2 建設面積 (延床面積)		2 配置人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費	千円
4 総事業費	千円	4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
寝たきり高齢者福祉手当受給者数	実人員	目標	220	235	250	260
		実績	230	239		
	実人員	目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
支給割合		対象者数を分母とし、受給者数を分子とする。	%	目標	100.0	目標	100.0
				実績	100.0	実績	100.0
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	7,878	7,982	7,200	7,488				
Aの 財源 内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他	0	0	0	0			
一般財源	7,878	7,982	7,200	7,488				
事業投入人件費(B)	0.2人	1,440	0.2人	1,440	0.2人	1,440	0.2人	
フルコスト(A)+(B)	9,318	9,422	8,640	8,928				

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		
【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業		
【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
【必13】財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	○	対象者の経済的な負担の増加につながる
【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。		
【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○	
【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。		
【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】		
【達2】予算の繰越の有無 無		
【達2】【予算の繰越がある場合、繰越の種別】		
【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】		
【効3】受益者負担を求めることができる事業である。		
【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。		
【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	居宅支援事業所等が参加している地域ケア会議において制度周知を図る。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 制度の周知を行っているが、どの程度利用促進に繋がっているかは把握できていない。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	清水 健司
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 高齢者数の増加にともない、本事業の対象者数も増加傾向にあるが、長期の在宅介護の負担の大きさを考慮し、引き続き事業を継続していく。
現時点における課題、その他	制度周知が十分でない。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	引き続き、地域ケア会議において更なる制度周知を図る。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	303 医療費助成事業(単独分)	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	05	福祉医療費
基本 施策	07 老後の生活や低所得者の自立を支える	細目	201	一般事務経費
		細々目	52	医療費助成経費(単独分)
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130600		担当者氏名
	名称	健康福祉部保険年金課		
		清水 香織	連絡先	22 - 9660 (内線) 2650

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	伊賀市に住所のある、療育手帳Bの所持者	※対象件数
成果(どうする)	助成対象者の医療費負担が軽減される。	
根拠法令・要綱等	伊賀市福祉医療費助成に関する条例	
開始年度	平成 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	1. 心身障害者助成:療育手帳Bの方の医療費を助成する 2. 対象医療費:保険適用となる入院、外来分 3. 助成方法:償還払い	
社会情勢の 変化等	平成20年9月から精神障害者福祉手帳1級所持者は県の補助対象(外来受診分)となった。よって、残る療育手帳Bの方の医療費助成については、今後も市単独分として継続。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

運営主体	
1 (委託先)	[ ]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
			医療費助成(単独)件数	件	目標 2,700 実績 2,734	目標 2,760 実績 3,037

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
				受給者助成件数/登録者数	受給者助成件数を分子とし、登録者数を分母とし比率を指標とした	%	目標 100.0 実績 111.0

投入 コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
直接事業費計 (A)	8,925		9,767		8,900		8,900	
A の 財 源 内 訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源	8,925		9,767		8,900		8,900	
事業投入人件費 (B)	0.3人	2,160	0.3人	2,160	0.3人	2,160	0.3人	2,160
フルコスト (A)+(B)	11,085		11,927		11,060		11,060	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】  財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	低所得者で、障がいのある方の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため必要である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	県補助対象外の障がいのある方に対し助成することにより、経済的負担を軽減出来ている。
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	年3回実施予定の県福祉医療費助成制度改革検討会に出席し、県の補助事業制度とされるべく、県下市町と協調し強く要望を続ける。今年度中に電子媒体によるデータ提出医療機関のレセコン業者とデータ抽出についての協議を図る、オープン化構築業者と入力形式の協議をする。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 県福祉医療費助成制度改革検討会に出席し、県の補助事業制度とされるべく、県下市町と協調し強く要望を続けた。外部委託について検討中、県下市町が、国保連合会へ業務委託の方向で県、県下市町、国保連合会で協議検討した。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	西島 美智子
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 三重県に対し補助対象事業として対象拡大の要望をして行く。
現時点における課題、その他	県の財政事情により左右される。精神障害者福祉手帳1級から3級所持者の医療費助成を求める要望あり市単独での実施は難しい。医療機関からの福祉医療費徴収証明書処理について、三重県下全市町が国保連合会へ業務委託する方向で検討中。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	年3回実施予定の県福祉医療費助成制度改革検討会に出席し、県の補助事業制度とされるべく、県下市町と協調し強く要望を続ける。25年9月から国保連合会へ業務委託の方向で、県、県下市町、国保連合会で協議する。